

「隋・長孫汪墓誌」の訳注と考察

平田 陽一郎*

Zhangsun Wang Sui Epitaph:

Translation and Notes

Yoichiro Hirata*

Key Words: Zhangsun Wang, Sui Dynasty, Epitaph

はじめに

後漢王朝の崩壊を告げる黄巾の乱から数えればざっと400年、この長い分裂に終止符を打ち、つづく唐の繁栄を導いたとされる隋王朝。その歴史上の意義は小さかろうはずはないが、研究上、大きなネックとなるのは、やはり史料の問題である。すなわち、基本史料として使えるのが正史『隋書』にほぼ限られるのであるが、この『隋書』の叙述には曖昧な点のまま見受けられること[1]、そして当然のことながら、隋に取って代わった唐の初期に編纂された『隋書』には、唐の立場から、かなりの偏向が加えられているとみなければならぬことである。こうした史料の欠を補う上で、新出の石刻史料の活用が必須となっているが、本稿で取り上げてみたいのが、表題に掲げた「隋・長孫汪墓誌」である。

1. 「隋・長孫汪墓誌」訳注

本稿で取り上げる「隋・長孫汪墓誌」については、以下の参考文献に掲載されている。

- ①王其禕・周曉薇編著『隋代墓志銘彙考』(線装書局、2007年)、第5冊、353～357頁に拓本写真・録文を掲載するほか、「附考」で基礎的な考察を加える。以下、『彙考』と略す。
- ②趙君平・趙文成編『秦晋豫新出墓誌蒐佚』(国家図書館出版社、2012年)、第1冊、127頁に拓本写真を掲載。以下、『秦晋豫』と略す。
- ③胡戟・榮新江主編『大唐西市博物館藏墓誌』(北京大学出版社、2012年)、上冊、56～57頁に拓本写真・録文を掲載。以下、『西市』と略す。

これらによって、同墓誌の基本データを示せば、墓誌本体の大きさは、縦53～54cm、横54.5～55.5cmで、厚さは9cmある。文字数は29行×各行満29字である。墓誌蓋はない。

なお、出土状況の詳細は不明であるが、『彙考』は「西安市長安県出土」とし、『秦晋豫』は「2007年、陝西大荔県出土、旋婦某氏」とするが、『西市』によれば、2009年に大唐西市博物館に入蔵されたとのことである。

以下、録文・訓読・語釈・口語訳の順に掲げることとするが、録文では、行数を括弧内の数字で表す。墓誌文中に判読困難な文字や欠損は無いが、いくつかある空格については、その旨を記した。訓読では、一部の借字や誤字と思われるものを(誤)[正]の形で改め、また文脈に応じて適宜改行した。語釈は最小限に止めたので、個々の用語の意味については、口語訳を参照されたい。録文では、よりテキストに近い字形の採用を基本としたが、便宜上・技術上の問題から、異体字を通字に改めたところが少なくない。訓読・語釈の見出しの字体は録文に従い、それ以外は常用漢字を使用した。

【録文】

(01) 隋故正議大夫左武侍鷹揚郎將長孫君墓誌(以下空白)
(02) 君諱汪字子良馮翊人也其先出自陰代左賢王之後洎於魏文越遷於華(03) 夏據寶鼎而臨萬邦端拱而治於河洛盛矣哉可略而言也自是昆季派分(04) 遂爲十姓祖渾行墓吏部郎父隆平州刺史梁泉縣開國侯並開家作相槃(05) 石崇基陰望隆華世稱領袖君積世冠冕青紫相承有周之日起家爲左侍(06) 伯周歷告盡大隋啓業鼎命維新朝正改創開皇三季轉爲翊衛以君宿衛(07) 供奉誠心可加領袖衛都督廿季高祖初策太子詢訪賢良以國嗣之重不(08) 可任非其人以君配事東宮委以心腹仁壽二季轉爲帥都督大業五季從(09) 駕平吐渾以君宿衛嚴警授建節尉領越騎校尉八季從(2字空格) 駕倍磨問罪(10) 遼碣(1字空格) 聖上君臨天下包括區宇日月所出風雨

*教養科 Division of Liberal Arts

所沾並梯山架海網弗來(11)庭而蕞尔高麗獨隔聲教躬行弔
 伐親御六軍而彼鳥夷尚懷小妾帥領兇(12)儻抗我王師於是
 白羽一麾旌旗暫動賊徒憤散一舉而滅君任心膂倍(13)奉
 麾輪持簡帝心恩光樞衆授君通儀大夫領右武侍効節府鷹揚
 郎將十(14)二季從(1字空格)駕巡省鴈門授君政儀大夫君早
 事闕庭綱繆握爲心膂之任(15)實寄肱股前後歷任皆典禁
 旅是知將門有將公子爲公畢萬之家子孫必(16)始于公之第
 終大其門君懷逸羣之才偉世之器自少及長資父事君謹慎
 (17)在心孝第爲意加以敬愛賓客士友填卷文舉之席不足比
 其嘉賓當時之(18)郊無以過其級引仁者壽方知非實録積善
 餘慶於是乎不驗春秋五十有(19)六粵以大業十二季三月十
 二日遘疾薨於京師永嘉里弟嗚呼去者口疎(20)長歸北廓一
 辭冠蓋永斷函園夫人京兆杜氏祖柱國大尉公某之孫上開
 (21)府康成公恭之女夫人儀訓夙成稟性閑雅志識明晤率由
 恭儉季廿有二(22)歸於長孫氏粵以大業二季二月廿九日寢
 疾終於永嘉里第春秋卅有九(23)大隋大業十二季歲次(2字
 空格)十月(2字空格)朔二日(2字空格)合葬於城南(2字空
 格)里京(24)兆郡大興縣洪原鄉洪原里勒石幽壤乃爲銘曰
 (以下空白)(25)左賢右賢昔冗方外曰若魏文則天爲大於穆
 尔祖有國者頼槃基作相誓(26)何如帶世濟其美寔匡帝室立
 公立事有始有卒玉山知潤松寒表質獨有(27)遺芳傳之口實
 入待紫宮出倍問罪威赫怒旋師凱凱秉心確志官班屢(28)
 改孰謂尔賢方爲貴宰陳馬已度逝水難停一朝零落万事傷情
 泉門一閑(29)長埋玉名知誰季代非我魂零(以下空白)

【訓読】

隋の故正義大夫^①・左武侍^②鷹揚郎將^③、長孫君の墓誌

君、諱は汪、字は子良、馮翊^④の人なり。其の先は陰^⑤・代^⑥自り
 出で、左賢王^⑦の後なり。魏文^⑧に泊び、華夏に越遷す。實鼎に
 據りて萬邦に臨み、端拱して河洛に治す。盛んなるかな、略し
 て言うべきなり。

是れ自り昆季派分し、遂に十姓を爲す。祖の渾は、行基吏
 部郎^⑨なり。父の隆は、平州刺史・梁泉縣開國侯^⑩なり。並びに家
 を開き相と作りて、崇基を槃石にし、陰かに隆華を望みて、
 世々領袖と稱せらる。

君は積世の冠冕にして、青紫をば相承す。有周の日、起家
 して左侍伯^⑪と爲る。

周歴告盡し、大隋啓業す。鼎命維新し、朝正改創す。開皇
 三季、轉じて翊衛^⑫と爲る。君の宿衛供奉するに、誠心加うべき

を以て、翊衛都督^⑬を領せしむ。廿季、高祖初めて太子を策し、
 賢良を詢訪す。國嗣の重、其の人に非ざるを任ずべからざる
 を以て、君を以て配して東宮に事えしめ、委ぬるに心腹を以
 てす。仁壽二季、轉じて帥都督^⑭と爲る。

大業五季、駕に従いて(咄)〔吐〕渾を平らぐ。君の宿衛嚴警
 なるを以て、建節尉^⑮を受け、越騎校尉^⑯を領せしむ。八季、駕に
 従い麾に(倍)〔陪〕い、罪を遼碣に問う。聖上、天下に君臨し、
 區宇を包括す。日月の出る所、風雨の沾す所、並びに山に梯
 して海に架し、來庭せざる(網)〔罔〕し。而るに、蕞尔の高麗^⑰、
 獨り聲教を隔てれば、躬ら弔伐を行い、親ら六軍を御す。而る
 に彼の鳥夷、尚お小妾を懷き、兇(儻)〔黨〕を帥領して、我が
 王師に抗う。是ここに於いて、白羽一麾し、旌旗暫く動くや、賊
 徒(憤)〔潰〕散し、一舉にして滅ぶ。君、任は心膂に尻り、麾輪
 を(倍)〔陪〕奉す。簡を帝心に持し、恩光は衆に(樞)〔挺〕んづ。
 君に通(儀)〔議〕大夫^⑱を受け、右武侍の効節府^⑲の鷹揚郎將を
 領せしむ。十二季、駕に従いて鴈門を巡省す。君に(政)〔正〕
 (儀)〔議〕大夫^⑳を授く。

君、早に闕庭に事え、闡握に綱繆し、心膂の任を爲す。實
 に肱股に寄り、前後の歴任、皆な禁旅を典る。是ここに知る、將
 門に將有り、公の子は公と爲るを。畢萬の家、子孫必ず^㉑始り、
 于公の第、終に其の門を大に^㉒す。君、逸羣の才を懷き、偉世
 の器なり。少き自り長ずるに及ぶまで、父に資りて君に事え、
 謹慎は心に在り、孝(第)〔弟〕を意と爲す。加えて以て賓客を
 敬愛し、士友は(卷)〔巷〕を填む。文舉の(席)〔席〕、其の嘉賓
 に比すに足らず、當時の郊、以て其の(級)〔汲〕引を過つ無
 し。

仁者は壽しとは、方に實録に非ざるを知る。積善の餘慶^㉓、是
 こに於いてか驗あらず。春秋五十有六、粵に大業十二季三月
 十二日を以て疾に遘いて、京師永嘉里の(弟)〔第〕に薨ず。
 嗚呼、去る者は(口)〔日〕に(疎)〔疎〕く、長く北廓に歸し、一た
 び冠蓋を辭し、永く函園を斷つ。

夫人、京兆の杜氏、祖の柱國・大尉公某^㉔の孫、上開府・康
 成公恭^㉕の女なり。夫人、儀(訓)〔訓〕夙に成り、稟性閑雅なり。
 志識明晤にして、恭儉に率由す。季廿有二、長孫氏に歸す。
 粵に大業二季二月廿九日を以て寢疾し、永嘉里の第に終わ
 る。春秋(卅)〔卅〕有九。大隋の大業十二季歲次(閏)〔閏〕十月(閏)
 閏朔二日(閏)〔閏〕、城南(閏)〔閏〕里に合葬す。京兆郡大興縣洪原郷
 の洪原里なり。石に幽壤に勒し、乃ち銘を爲りて曰く、

左賢右賢、昔は方外に尻る。白若^㉖に魏文、天に則りて大な

り^⑧と爲す。於穆^{あほうるわ}しき余の祖、國を有つ者は頼る。槃基して相と作り、(何)[河]の帶の如きを誓う。世々其の美を濟し、寔に帝室を匡す。公を立て事を立て、始め有り卒わり有り。玉山潤いを知り、松寒くして質を表す。獨り遺芳あり、之れを口實に傳う。入りて紫宮に(待)[侍]り、出でて問罪に(倍)[陪]う。皇威赫怒し、師を旋らせ凱を獻ず。秉心確志にして、官班屢々改む。孰れか謂わん余の賢を、方に貴宰と爲る。隰馬^{わた}已に^⑨度り、逝く水は停め難し。一朝零落し、万事傷情す。泉門一たび閉じ、長く玉名を埋む。誰が季代か知らん、我が魂零に非ず。

【語釈】

- ①正議大夫 隋・煬帝期には開府儀同三司(従一品)～立信尉(従九品)に至る散職(散官・散実官を統合した位階の一列)が置かれたが、正議大夫はその一つで正四品(『隋書』卷二八、百官志下、『通典』卷三四、職官一六、光祿大夫以下を参照)。
- ②左武侍 正しくは「左武侍率府」といい、隋・煬帝期の東宮十率府の一つ。隋・文帝期の「左右宗衛率府」(帝室楊氏の宗人を編成した侍衛組織)を改名したもので、長官の左右武侍率は正四品(『隋書』卷二八、百官志下を参照)。
- ③鷹揚郎將 隋・煬帝期の地方軍府である鷹揚府の長官、正五品。もとの驃騎將軍を改名したもので、なお副官として、同じく車騎將軍を改名した鷹揚副郎將(二名、従五品、大業五(609)年にさらに鷹擊郎將と改称)が置かれた(『隋書』卷二八、百官志下を参照)。
- ④馮翊 隋代の郡名で、現在の陝西省渭南市付近。北魏時代に華州が置かれ、西魏には同州と言ったが、煬帝の大業三(607)年に実施された州郡制から郡県制への切り替えを受けて、馮翊郡と改名された(『隋書』卷二九、地理志上、馮翊郡を参照)。
- ⑤陰・代 鮮卑・拓跋氏による北魏建国に至る揺籃の地となった、陰山・代北地域を指す。
- ⑥左賢王 古くは匈奴に見られる称号。司馬遷の『史記』によれば、匈奴の単于のもとには、左右賢王・左右谷蠡王以下あわせて二十四の長が置かれたが、左賢王はその最高位で、単于の後継者たる太子が任じられ、匈奴の左(東)部方面を治めたという(『史記』卷一一〇、匈奴列伝を参照)。
- ⑦魏文 魏の文帝の略。魏の文帝と諡された人物には、三国魏の文帝・曹丕や北魏の文帝・拓跋沙漢汗らもいるが、ここでは北魏の第六代孝文帝・拓跋宏(在位 471～499 年)を指す。
- ⑧十姓 北魏帝室の拓跋氏とともに、拓跋部の中核を成したとされる十の氏族の総称。長孫氏もその一つで、もとは拓跋鄰(北魏成立後に獻帝と追尊、神元帝・拓跋力微の祖父)の第三兄を拔拔氏と称したのを、のちに改めたのだという。十族ともいう(『魏書』卷一一三、官氏志を参照)。
- ⑨行臺吏部郎 行台とは、魏晉から唐初までの間に、地方に設置され、その管轄地域内において、中央尚書省の職務を代行した機構(『通典』卷二二、職官四、行台省ほか参照)。なお、その属僚の吏部郎に任じられたという墓主の祖父である長孫渾については、『彙考』の「附考」が、『魏書』卷二六、長孫肥伝に同名の人物が見えることを指摘しているが未詳。
- ⑩平州刺史・梁泉縣開國侯 平州は、現在の河北省盧龍県付近に置かれた州で、刺史はその長官。隋・大業年間初め、北平郡に改められた(『隋書』卷三〇、地理志中を参照)。梁泉県は、現在の陝西省宝鶏市付近に置かれた県(『隋書』卷二九、地理志上を参照)。開國侯は、北周制では正八命に、隋制では正二品に相当する侯爵(『通典』卷三九、職官二一、秩品四を参照)。
- ⑪左侍伯 北周の六官制下には、その所属・職掌ともに不明確であるが、前侍伯・左侍伯・右侍伯などの各種の侍伯のもとに、中大夫(正五命)－下大夫(正四命)－上士(正三命)－中士(正二命)－下士(正一命)が置かれ、禁兵の一部を構成していたようである。なお、『隋書』卷五三、史万歳伝に、「武帝の時、侍伯上士に釋褐す」とあるので、墓主が起家した「左侍伯」も、上士以下のいずれかだったものと推定される(王仲犛『北周六典』卷七、六官余録を参照)。
- ⑫翊衛 隋・文帝期に、左右衛の麾下に置かれた宿衛兵の組織で、親衛・勳衛とともに三衛を構成した。左右衛それぞれの翊衛に一開府・二開府・三開府・四開府、あわせて八つの部隊組織が存在したが、墓主はその内のどれかに所属して宿衛を務めるエリート軍人であり、官品は正八品上～従八品上の間であったと推定される(『隋書』卷二八、百官志下を参照)。
- ⑬都督 隋・文帝期には、全十一等級の散実官(散官・実官の性質を併せ持つ官)が置かれていたが、都督はその最下位で正七品下(『隋書』卷二八、百官志下を参照)。
- ⑭帥都督 語釈⑬の都督の一等級上の散実官で、従六品上(『隋書』卷二八、百官志下を参照)。

- ⑮(咄)〔吐〕渾 吐谷渾の略称。四世紀頃、鮮卑の慕容部出身の吐谷渾という人物が建てたとされる国で、黄河上流域、現在の青海省一帯を支配した。君主は可汗(カガン)を称し、その勢力は中央アジアのオアシス都市にも及んだが、唐に服属していた663年、新興勢力の吐蕃の急襲を受けて滅亡した。なお、本墓誌にみえる、大業五年の煬帝の吐谷渾遠征については、後掲の考察も参照のこと(『隋書』卷八三、西域・吐谷渾伝ほか参照)。
- ⑯建節尉 語釈①で述べた散職の一つで正六品(『隋書』卷二八、百官志下を参照)。
- ⑰越騎校尉 隋・煬帝期の地方軍府である鷹揚府所属の指揮官(正六品)で、各鷹揚府に二人置かれ、騎士を率いた(『隋書』卷二八、百官志下を参照)。
- ⑱高麗 高句麗の略称。前一世紀後半、伝説上の始祖・朱蒙が建てたとされる国で、現在の朝鮮半島北部から中国東北部を支配した。君主は高氏を名乗り、その勢力は、七世紀には隋・唐の攻撃を数度にわたって撃退するほど強大となったが、668年、唐の侵攻により滅亡した。なお、本墓誌にみえる、大業年間の煬帝の高句麗遠征については、後掲の考察も参照のこと(『隋書』卷八一、東夷・高麗伝ほか参照)。
- ⑲簡を帝心に持し 「帝臣蔽わざるは、簡ぶこと帝の心に在ればなり」(『論語』堯曰第二十)とあるのを踏まえ、上帝(の委任を受けた今上皇帝たる煬帝)の御心にかなうように、墓主が奉仕したことをいう表現か。
- ⑳通(儀)〔議〕大夫 語釈①で述べた散職の一つで従四品(『隋書』卷二八、百官志下を参照)。
- ㉑効節府 隋・煬帝期の地方軍府である鷹揚府の一つ。詳しくは、後掲の考察を参照のこと。
- ㉒鴈門 雁門に同じ。隋代の郡名で、現在の山西省忻州市付近。北周時代に肆州が置かれ、隋初には代州と改名されたが、煬帝の大業年間初めに雁門郡に改められた。なお、本墓誌にみえる、大業年間の煬帝の雁門巡省については、後掲の考察も参照のこと(『隋書』卷三〇、地理志中、雁門郡を参照)。
- ㉓畢萬の家、子孫必ず始り 畢萬は春秋時代に晋の武公・獻公に仕えた勇将で、功績を挙げて魏の地に封ぜられたことから魏氏を名乗るようになったが、その子孫が勢力を拡大させ、ついに晋から独立して魏を立て、戦国の七雄に数えられるに至ったことをいう(『春秋左氏伝』哀公二年ほか参照)。
- ㉔于公の第、終に其の門を大にす 『漢書』卷七一、于定国伝に、「始め定国の父の于公、其の閭門壊るるや、父老方に共に之れを治めんとす。于公謂いて曰く、少しく閭門を高大にし、駟馬高蓋の車を容れしめよ。我、獄を治めて陰徳多し。未だ嘗て冤する所有らず。子孫必ず興る者有らん。と。定国に至り丞相と為り、(その子の于)永は御史大夫と為り、侯に封ぜられて世に伝う」とある「于公高門」(『蒙求』卷上の表題の一つ)の故事に基づいた表現。
- ㉕父に資りて君に事え 『孝経』士人章第五に、「子曰く、父に事うるに資りて以て母に事う、其の愛同じ。故に父に事うるに資りて以て君に事う、其の敬同じ」とあり、『千字文』にも「父に資りて君に事う、曰く嚴と敬と」の句があるのを踏まえ、父親に仕えるようにして主君にも仕えることをいう表現。
- ㉖文學の(席)〔席〕、其の嘉賓に比すに足らず 文學は、孔子の後裔で、後漢時代に活躍した孔融の字。「孔融坐満」(『蒙求』卷下の標題の一つ)に、「後漢の孔融学を好み…、性寛容にして忌むこと少なし。士を好み、喜んで後進を誘益す。閑職に退くに及び、賓客日に門に盈つ。常に歎じて曰く、坐上客恒に満ち、樽中の酒空しからずんば、吾憂い無からん、と。…賢士を薦達し、奨進する所多し。知って未だ言わざれば、以て己の過ちと為す」とあり、墓誌本文のつづきに「當時の郊、以て其の汲引を過つ無し」とある部分も含めて、この故事に基づいた表現。
- ㉗積善の餘慶 『易経』坤に「善を積むの家には、必ず余慶有り。不善を積むの家には、必ず余殃有り」とあるのに基づき、善い行いを積み重ねてきた家には、当人に限らず必ず子孫にも慶事があることをいう表現。
- ㉘祖の柱國・大尉公某 北周末期から隋の文帝期にかけて散実官が整備されたが(語釈⑬を参照)、柱国(柱国大將軍)はそのうちのひとつ。北周制では第二等級(正九命)、隋制では第二等級(正二品)に当たる(王仲犛『北周六典』卷九、勳官、『隋書』卷二八、百官志下を参照)。大尉(太尉)は三公の一つで、秦漢以来、歴代置かれたが、北周期のみ例外的に置かれなかった。「祖の柱國・大尉公某」の人物については未詳。
- ㉙上開府・康成公恭 北周末期から隋の文帝期にかけて散実官が整備されたが(語釈⑬を参照)、上開府はそのうちのひとつ。北周制では「上開府儀同大將軍」が正式名称で第五等級(九命)、隋制では「上開府儀同三司」が正式名称で第

五等級(従三品)に当たる(王仲犛『北周六典』巻九、勲官、『隋書』巻二八、百官志下を参照)。「上開府・康成公恭」の人物については未詳。

⑩天に則りて大なりと爲す 「子曰く、大なるかな、堯の君たる、巍巍乎たり。唯だ天もて大なりと爲し、唯だ堯之れに則る」(『論語』泰伯第八)とあるのを踏まえ、北魏・孝文帝の政治を、偉大な天の意向に従って世を治めた堯のそれになぞらえる表現か。

⑪陳馬已に度り 『莊子』知北遊篇に、「人の天地の間に生きるは、白駒の卻を過ぎるが若く、忽然たるのみ」などとあるのを典拠に、疾走する馬を狭い隙間から見るさまにとえ、月日の過ぎ去るのが早いことをいう墓誌文での慣用表現。

【口語訳】

隋の故正義大夫・左武侯鷹揚郎將、長孫君の墓誌

君は、諱を汪、字を子良といい、馮翊の人である。その祖先は陰・代の地に出自し、左賢王の後裔である。北魏の孝文帝の時代に、華夏の地に移り住んだ。貴い鼎(を所持する天子として)すべての国に君臨すると、自ずと天下は治まって黄河・洛水の流れる(洛陽の地に)都を営んだ。その盛んであった様子は、大略を述べることができるのである。

のちに兄弟が枝分かれして、やがて十姓となった。祖父の渾は、行台の吏部郎であった。父の隆は、平州刺史・梁泉県開國侯であった。父・祖ともに家運を開いて天子を補佐する大臣となり、家国のもとを盤石に固め、ひそかに華夏の隆盛を望みつつ、代々人々の仰ぎ見る手本として称えられた。

君は幾世代にもわたってかんむりを身につける(家柄の出身で)、青や紫(の印綬を帯びる高位高官の地位を)伝承してきた。北周の在りし日に、起家して左侍伯となった。

北周の暦数が尽き、偉大なる隋が創業した。帝王の位はここに改まり、隋朝による政教が創始されたのである。開皇三(583)年、転任して翊衛となった。君は宮中に宿衛して天子のお供をするのに、誠心誠意に務めたので、翊衛の都督に任じられた。二十(600)年、高祖(文帝・楊堅)は新たに(晋王広、のちの煬帝を)皇太子と定め、(その補佐に当たる)賢く善良な士人を探し求めた。皇帝の世継ぎたる皇太子の重責を考えれば、補佐役にふさわしくないような人物をその任に着けることはできないので、君を(皇太子の起居する)東宮に配属し、腹心の部下としての任務を委ねたのである。仁壽二(602)年、昇任して帥都督となった。

大業五(609)年、天子の乗り物に付き従って吐谷渾を平定した。君は宿衛する時には厳しい警戒を怠らなかったので、建節尉の位を授けられ、越騎校尉の職に任じられた。八(612)年、天子の車と指揮に用いる旗に扈従し、罪を遼河・碣石山(のある東北方の地)に問うた。皇帝陛下は、天下に君臨され、これを一つにまとめられた。日と月が昇り、風雨が潤す(ありとあらゆる)所から、みな山に梯子をかけ海に橋をわたして、天子の朝廷にやって来て謁見・帰順しない者は無かったのである。ところが、一小国に過ぎない高句麗だけが、天子の風俗教化の徳に従わなかったので、陛下自ら高句麗の君主を伐ってその民を救うべく、(天子直属の)六軍を率いて親征したもうたのである。にもかかわらず鳥獸を捕らえてその肉を喰らい皮を着るといふ野蛮な東北の夷どもは、なお小さな境域の土地に固執し、ならず者どもを率いて、我が天子の軍に抵抗を試みた。ここにいたって、白い羽で作った指揮の旗が一振りされ、軍旗がわずかに動いただけで、賊どもは潰走し、一挙に滅んだのである。君は、天子の側近に居ることを任務とし、その旗と車から離れなかった。天子の御心にかなうように奉仕したので、その御恩を被ることは人並み外れていた。君に通議大夫の位を授け、右武侯率府所属の効節府の長官たる鷹揚郎將に任命した。十二(616)年、皇帝の車駕が雁門へと巡行するのに従った。君に正義大夫の位を授けた。

君は、早くから宮廷に仕え、常に君側に侍って知謀をめぐらせ、側近としての任務を果たした。まことに股肱の臣下であり、その間の職歴は、一貫して天子の親衛軍の統率に当たるものであった。ここに改めて知るのは、將軍の家柄は將軍を輩出し、諸侯の子はやはり諸侯となるということである。畢萬の家門(が栄え)、子孫が魏国を興し(諸侯に列せられたことや)、于公の屋敷で、(于公の陰徳によって子の定国が丞相に出世するのを見越して)ついにその門が大きく作り直された(といったことはみなその例である)。君は、拔群の才能に恵まれ、世にも立派な器量の持ち主であった。幼少から年長にいたるまで、父に仕えるようにして君主に仕え、謹慎を心がけ、孝弟に意を用いた。さらに、客人には敬い愛しむ態度で接したので、立派な友人たちが巷に溢れた。孔融の家にはいつも客が詰めかけて座席を埋めたというが、それも君と心を通わせた賓客たちとは比べものにならないし、その当時はひなびた地においても、(すぐれた人物は)間違いなく引き立てられたのであった。

仁徳を備えた人物は長寿に恵まれるというのが、事実ではないことをはじめて知った。善行を積んだ家には慶事が訪れ

るというが、事ここに至ってもそのしるしは現れなかった。享年五十六、大業十二(616)年三月十二日に病に倒れ、都長安の永嘉里の自宅で死去した。ああ、亡くなった者(の記憶)は日に日に薄れていき、とこしえに北の郊外(の墓墓地)に埋葬され、いまや立派な冠と車の蓋い(を備えて往来した現世の官界)を辞去し、永久に都の西の園(での貴人同士の交流も)途絶えたのである。

夫人は、京兆出身の杜氏といい、祖父である柱国・大尉公の杜某の孫にあたり、上開府・康成公の杜恭のむすめである。夫人は、女性の持つべき正しい教を早くに身に付け、生まれ持った性質は静かでしとやかであった。道理をわきまえ明敏であり、うやうやしくつつましい態度を崩さなかった。二十二歳の時、長孫氏に嫁入りした。大業二(606)年二月二十九日に病になり、永嘉里の自宅で死去したが、享年三十九であった。隋の大業十二(616)年丙子の年の十月甲申朔二日乙酉の日に、城南の洪原里に合葬された。京兆郡大興縣洪原郷洪原里の地である。(その功業を)石に刻み付けて地下にある黄泉の世界(にも伝えるが)、その銘文は次のとおりである。

(祖先はかの匈奴の)左賢王・右賢王(にさかのぼり)、かつては夷狄の地に暮らしていた。そこに北魏の孝文帝(が即位され)、偉大なる天の意向(にしたがって政治をされた)。何とうるわしき祖先であることか、国を治める天子も頼みにしていたのだ。国家の基盤を固めて宰相となり、(その美しい)流れが帯のように絶えないことを誓った。子孫はそうした父祖の功業をしっかり受け継いで、まことに天子の家を匡し助けた。朝廷での務めを立派に果たし、始めから終わりまで(弛まなかった)。玉を積み上げてできた山(のように秀でた容姿は、その玉が)潤った時(のようにいっそう輝きを増し)、厳寒に立つ松の木(の青葉のように際立った節義ある)性質が表れた。君の名誉だけが後世に伝えられ、のちの人々の語りぐさになった。内にあっては天子の居所に伺候し、外にあっては(天子の徳にまつろわぬならず者どもの)罪を問うのに付き従った。(すると)天子のご威光は赫々と輝き、軍隊を帰還させ勝ちどきをあげた。真心としっかりした志を保持し、官位は昇進を重ねた。誰が君を賢者と言ったであろう、果たして貴人・宰相となられたのである。狭い隙間の前を馬がすでに駆け抜けた(ようにたちまち時は過ぎ)、流れゆく川の水(のように過ぎゆく時間)を押しとどめることはできない。にわかには君は死去し、みな心が傷めた。黄泉に通じる門はひとたび閉ざされ(たら最早開かず)、遠い将来まで君の名声は埋没してしまう。それがいつの

時代になるのか知るのは、私の靈魂ではなく(遙か後世のことであって欲しい)。

2. 考察

(1) 墓誌文の構成と墓主の生きた年代

本墓誌文は、誌題(第一行)、誌序(第二～二十四行)、銘(第二十五～二十九行)によって構成される。誌序の内容は、①発辞(第三行「可略而言也」まで)、②祖父と父に関する記述(第五行「世稱領袖」まで)、③墓主の北周・隋朝における具体的な官歴・事績(第十八行「過其級引」まで)、④墓主の死去と埋葬の記述(第二〇行「永斷函園」まで)、⑤夫人の人物、父祖、死去、および墓主との合葬の記録(第二十四行「勒石幽壤」まで)に段落分けすることができる。「乃爲銘曰」(第二十四行)に続く銘文は、誌序とおおむね対応する内容を、四文字で一句、二句一対の形式をとる全三十二句の韻文で表現している。

この中で、墓主生前の事績を記すのは③の部分であるが、第十八～十九行の記述によれば、墓主の長孫汪は、大業十二(616)年三月十二日に、享年五十六で死去しているの、その生まれは北周・武帝の保定元(561)年であったと逆算される。一方、その夫人は、大業二(606)年二月二十九日に、享年三十九で死去しているの(第二十二行)、生年は北周・武帝の天和三(568)年ということになる。

(2) 墓主の経歴①一起家と周隋革命一

墓誌文によれば、墓主は北族系の名門、北魏の十姓に数えられる長孫氏に連なる人物であった。ただし、「魏文に洎び、華夏に越遷」(第二～三行)し、「是れ自り昆季派分し、遂に十姓を爲す」(第三～四行)というのは、順序が逆である。川本芳昭氏の研究によれば[2]、漠北時代から拓跋部内部に十姓を名乗る人々が存在し、同姓不婚の定めを守るなど、一定の同族意識を保持していたのであり、そのようなある種の「一体」感を解消する措置が、孝文帝の改革にいたって実施された、とみなければならぬ。

なお、祖父・長孫渾の職名は「行台吏部郎」(四行目)と記されるが、西魏の実権者・宇文泰の大行台の属僚であったとすれば、権力の中枢に身を置いたことになる[3]。また、父・長孫隆の肩書きは「平州刺史・梁泉縣開國侯」(四行目)とされるが、旧北齊領であった平州は、西魏・北周の領土とはならず、開皇三(583)年以降、ようやく隋の領有に帰した地であるから[4]、北周以前であれば名目のみの遙領ということになり、隋以後で

あれば、実際に着任した可能性もある。詳細は不明であるが、墓主・長孫汪の功績と位階は、父祖を大々的に追尊するレベルには到達しなかったと考えられる。そして、北周の末期に墓主が起家した「左侍伯」(第五～六行)は、おそらく高位高官の子弟が任じられることの多かった宿衛官である[5]。こうした点から見れば、「君は積世の冠冕にして、青紫をば相承」(五行目)したというのは、まったくの美辞麗句ではなく、ある程度の実態を反映する記述であったと思われる。

墓主は、隋成立三年後の開皇三(583)年、「翊衛」(六行目)に転じているが、これは前朝で務めた左侍伯と、職務も階級も相似た役職である。おそらく墓主は、周隋革命に際して特段の功績も、また落ち度もなく、そのまま宿衛勤務を継続していたが、開皇三年までに新たな中央軍組織である近衛十二衛府・東宮八率府の体制が発足したのに合わせて、肩書きのみ新しいそれに改められた、というのが実態に近かったのではなかろうか。なお、墓主は何年後かに、翊衛から「翊衛都督(正七品下)」(七行目)に昇進しており、複数の翊衛の軍人を指揮して、宮中警護の実務に従事し続けたものと考えられる。

(3) 墓主の経歴②—宿衛畑を歩む—

開皇の年号が終わる同二十(600)年、墓主の人生が、一つの大きな転機を迎えた。すなわち、後継者を巡る暗闘を経て、文帝・楊堅の長子である皇太子・楊勇が廃され、次子の楊広が新たに皇太子に定められた際に、「君を以て配して東宮に事えしめ」(八行目)とあるように、皇帝付きから皇太子付きへと、所属が改められたのである。ちなみに、「仁壽二(602)年、轉じて帥都督(従六品上)と爲る」(八行目)とあるのみで、「何の帥都督」になったのか、特に説明はないのであるが、おそらく「皇帝楊堅直属の、十二衛府の、左右衛隷下の、三衛の、翊衛の、都督」から、「皇太子楊広直属の、八率府の、左右衛率隷下の、三衛の、翊衛の、帥都督」へと昇格したのだと推定される[6]。さらに言えば、これも記載がないが、仁壽四(604)年七月に文帝・楊堅が崩御し、煬帝・楊広が即位した際には、皇太子付きから皇帝付きへと自動的に異動したのではなかろうか。もし、大業元(605)年春正月に、「丙申、晋王昭を立てて皇太子と爲す」(『隋書』卷三、煬帝紀上)した後も東宮付きであったとすると、墓誌文にあるように、大業年間を通じて常に、墓主が煬帝の巡行・遠征に扈從している点と、少し合わないように思われるからである。私見によれば、煬帝即位と同時に、「皇帝楊広直属の、十二衛府の、左右衛隷下の、三衛の、翊衛の、帥都督」に転じた墓主は、大業三年令の発布に合わせ

た官制改革を受けて、「皇帝楊広直属の、十六衛府の、左右翊衛隷下の、三侍の、武侍の、旅帥」へと、横滑りの職名変更を経ていたが、昇進したわけではないので、墓誌文では記述されなかったのではなかろうか。そして、このように考えると、大業五(609)年に任じられた「越騎校尉」(九行目)は、すべての鷹揚府に二員ずつ置かれていた中級指揮官であるが、これも「皇帝楊広直属の、十六衛府の、左右翊衛隷下の、三侍の、武侍の、越騎校尉」の省筆ということになる。なお、墓主の最終任官である「右武侍効節府鷹揚郎將」(十三行目)についていえば、本稿の口語訳では、「左右宗衛率を改めて左右武侍率と爲す、正四品」(『隋書』卷二八、百官志下)とあるのに従い、「(東宮十率府の)右武侍率府所属の効節府の長官たる鷹揚郎將」と解しておいた。しかし、以上の検討を踏まえるならば、ここで言う「右武侍」は、東宮十率府の右武侍率府ではなく、煬帝直属の右翊衛府所属の三侍の一つの右武侍の方を指す可能性も捨てきれない。後者の推定が正しいとすると、墓主は、「皇帝楊広直属の、十六衛府の、左右翊衛隷下の、三侍の、武侍隷下の「効節府」に一貫して身を置き、同府の「旅帥」→「越騎校尉」→「鷹揚郎將」と順当に昇進したことになり、理解しやすいであろう[7]。ちなみに、ここでみた隋・煬帝期の鷹揚府については、すでに先学によって整理が進められ、現時点で百府以上の存在が確認されている[8]。本墓誌によって「効節府」の存在が新たに明らかになったのは、その欠を補うものであるが、「左武侍」(一行目)といい、「右武侍」(十三行目)とある異同や、上記の筆者の推定の正否を判断するには、さらなる実例の出現が望まれる。

(4) 煬帝とともに—墓誌における曲筆—

煬帝は、その治世において、さかんに巡行・遠征を行ったが、その際に用いられたのが、「又た觀風行殿を造る。上に侍衛する者数百人を容れ、離合して之れを爲し、下に輪軸を施し、推移倏忽にして、神功の若き有り。戎狄之れを見て、驚駭せざるなし」(『隋書』卷六八、宇文愷伝)とある移動式宮殿の「觀風行殿」や、「大業四年に及び、煬帝、北巡出塞するに、行宮に六合城を設く…。八年、遼を征するに…、帝の御營、賊の城と相い対し、夜中に六合城を設くること、周廻八里なり。城及び女垣、合せて高十仞にして、上に甲士を布き、仗を立て旗を建つ。又た四隅に闕有り、面別に一觀、觀下に三門を開く。其の中に行殿を施し、殿上に侍臣及び三衛の仗を容ること、合せて六百人。一宿にして畢り、之れを望めば真の若く、高麗旦に忽ち見て、之れを謂いて神と爲す」(『隋書』卷十二、礼儀

志七)とある移動要塞の「六合城」である。高句麗遠征の動員兵力を述べて、「総べて一百一十三万三千八百、号して二百万、其の餽運する者は之れに倍す」(『隋書』卷四、煬帝紀下)とあるように、皇帝親征に際しては根こそぎ動員がかけられたようであるが、地方軍府所属の山出しの兵士に、天子本宮の警護が任されるはずはない。「侍衛する者数百人」(前掲宇文愷伝)とあり、「侍臣及び三衛の仗を容ること、合せて六百人」(前掲礼儀志)と記される、皇帝側近に侍る数百人の護衛役は、歴とした官位を持つ軍人の仕事でなければならない。本墓誌に、大業五(609)年の吐谷渾遠征(第八～九行)、同八年の高句麗遠征(第九～十行)、同十一年八月の雁門巡行(第十三～十四行、墓誌文中では同十二年に繫年)に「從駕」と記される墓主は、まさにそうしたエリート軍人の一人であった。とすれば墓主は、一応の成功をおさめた吐谷渾遠征はあくとしても、無残な敗退に終わった高句麗遠征や、「突厥急に雁門を攻め、矢、御前に及ぶ。上、大いに懼れ、趙王杲を抱きて泣き、目、尽く腫る」(『資治通鑑』卷一八二、煬帝大業十一(615)年八月の条)とあるように、隋の支配体制の崩壊を象徴する雁門事件を目の当たりにしたわけである。墓主は隋の滅亡に先立つ大業十二年三月に死去し、同年十月には、すでに他界していた夫人の杜氏と合葬されており、結局、隋の滅亡を見ることはなかった。したがって墓誌文中で、高句麗が「賊徒潰散し、一擧にして滅」(十二行目)んだことにされ、雁門での出来事には一切言及がないのも、埋葬時点での隋側の認識に基づく公式見解としては穏当であろう。しかし、曲筆とまでは言えないが、墓誌の記述に依拠して、政治・外交等について論じることの難しさを、良く示す事例と言えよう。

おわりに

以上、「長孫汪墓誌」について、基礎的な考察を加えてきた。隋代の諸制度は、北朝期のそれと唐制をつなぐ要に位置している。本稿で見てきた親衛軍組織を中心とする軍事制度も例外ではないが、その実態の解明は、前後の時代に比較して、いっそう不十分であるように思われる。本墓誌以外にも取り上げてみたい墓誌がいくつか存在するが、紙幅の関係上、それらも用いた更なる検討は、稿を改めて行うこととしたい。

参考文献

[1]菊池英夫「唐初軍制用語としての「団」の用法—日本律令制下の「軍団」に触れて—(2)」中央大学文学部紀要 史学

科第 41 号(1996), 31 頁ほか参照。

[2]川本芳昭「北魏太祖の部落解散と高祖の部族解散—所謂部族解散の理解をめぐる—」佐賀大学教養部研究紀要 第 14 号(1982), 同氏「北魏の封爵制」東方学 第 57 号(1979), 同氏著「魏晋南北朝時代の民族問題」汲古書院(1998)再録, ほか参照。

[3]行台についての詳細は、前島佳孝「西魏行台考」東洋学報 第 90 卷第 4 号(2009), および「西魏宇文泰の大行台について」中央大学東洋史学研究室編 池田雄一先生古稀記念アジア史論叢 白東史学会(2008), 同氏著「西魏・北周政権史の研究」汲古書院(2013)再録, ほか参照。

[4]拙稿「『隋・趙世摸墓誌』の訳注と考察」沼津工業高等専門学校研究報告 第 47 号(2013), pp.409-414.を参照。

[5]北周期の皇帝侍衛については、会田大輔「北周侍衛考—遊牧官制との関係をめぐって—」東洋史研究 第 74 卷第 2 号(2015), pp.1-46. を参照。

[6]隋代の中央軍統轄組織の詳細については、菊池前掲注 [1]論文、および同「その(1)」中央大学文学部紀要 史学科第 39 号(1994), pp.39-70. ほか参照。

[7]ここで述べた宿衛兵に関連して、『隋書』卷四五、房陵王勇伝に、「時に高祖、宗衛の侍官を選び、以て上台に入りて宿衛せしむ。高頌奏して称す、若し尽く強者を取らば、恐らくは東宮の宿衛ただ劣らん、と。高祖、色を作して曰く、我、時有りて行動す。宿衛須く雄毅を得べし。太子は徳を東宮に毓う。左右何ぞ強武を須いん？」とあるように、隋の皇帝と皇太子の間では、権力闘争とも絡んだ宿衛兵の奪い合いが起こっていた点に注意すれば、「國嗣の重、其の人に非ざるを任ずべからざるを以て、君を以て配して東宮に事えしめ、委ぬるに心腹を以てす」(第七～八行)とあるのも、鶴呑みにはできない。この点については、拙稿「皇帝と奴官—唐代皇帝親衛兵組織における人的結合の一側面—」史滴 第 36 号(2014), pp.52-78. を参照。

[8]毛漢光「隋唐軍府演變之比較与研究」国立中正大学学報 人文分冊第 6 号第 1 期(1995), pp.119-157. 張沛「唐折衝府彙考」三秦出版社(2003), 張小永「隋代鷹揚府補考」碑林集刊 第 10 号(2004), pp.278-290. 中村裕一「大業雜記の研究 付録 隋唐軍府索引」汲古書院(2005), ほか参照。

謝辞:本研究は、JSPS 科研費 17K03154 の助成を受けたものです。